

(新) 定款

社会福祉法人 佐世保白寿会

定款

社会福祉法人定款

社会福祉法人 佐世保白寿会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム白寿荘の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業（白寿荘）の経営

(ロ) 老人デイサービス事業（ドリームケア鹿子前）の経営

(ハ) 老人デイサービス事業（ドリームケア大潟）の経営

(ニ) 老人デイサービス事業（ドリームケア横尾）の経営

(ホ) 老人デイサービス事業（ドリームケア吉井）の経営

(ヘ) 老人短期入所事業の経営

(ト) 老人介護支援センター白寿荘の経営

(チ) 老人保健施設 さざ・煌きの里の経営

(リ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヌ) 老人短期入所事業（さざ・煌きの里）の経営

(ル) 障害福祉サービス事業（居宅介護）の経営

(ヲ) 移動支援事業の経営

(ワ) 複合型サービス福祉事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 佐世保白寿会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を長崎県佐世保市鹿子前町 904 番地の 1 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7～9 名 を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員 3 名、外部委員 1 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、選任者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、役員等報酬規程に基づき支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はその定款で定められた事項

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事会が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6～7 名

(2) 監事 2～3 名

2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、役員等報酬規程に基づき支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 長崎県佐世保市鹿子前町 904 番地の 1

家屋番号 904 番 1-1

鉄筋コンクリート・鉄骨造、陸・コンクリート屋根・合金メッキ鋼板葺渡廊下付 4 階建

1 階 2,571.81 m² 2 階 3,165.63 m²

3 階 1,800.17 m² 4 階 1,516.76 m²

特別養護老人ホーム 白寿荘

(2) 現金 金 1,000,000 円也

(3) 長崎県北松浦郡佐々町八口免字迎 805 番地 2

家屋番号 805 番 2

鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根 4 階建

1 階 1,707.18 m² 2 階 1,079.25 m²

3 階 1,079.25 m² 4 階 89.84 m²

倉庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 34.01 m²

老人保健施設 さざ・煌きの里

(4) 長崎県北松浦郡佐々町八口免字迎 805 番地 2 所在の

老人保健施設 さざ・煌きの里敷地 9,917.41 m²

(5) 長崎県佐世保市吉井町橋川内 26 番地 5 所在のドリームケア吉井敷地 568.46 m²

(6) 長崎県佐世保市吉井町橋川内 26 番地 5 家屋番号 26 番 5 デイサービスセンター木造スレート葺平屋建 114.27 m²

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 白寿荘指定居宅介護支援事業
- (2) さざ・煌きの里指定居宅介護支援事業
- (3) さざ・煌きの里通所リハビリテーション事業
- (4) さざ・煌きの里短期入所療養介護事業
- (5) 社会福祉の増進に資する人材育成の確保に関する事業
- (6) 地域包括支援センターの受託
- (7) 介護予防支援事業又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業
- (8) 有料老人ホームの設置経営
- (9) さざ・煌きの里訪問リハビリテーション事業
- (10) 短期入所生活介護（特養併設型）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人 佐世保白寿会の電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	富永 猪佐雄
理 事	富永 雄幸
〃	鳥越 敏明
〃	坂田 重保
〃	辻 一三
〃	中村 弘海
〃	田中丸 善三郎
監 事	岡井 正義

この定款は令和 7 年 2 月 日より施行する。